

宮崎北高校第8棟(屋内運動場)他照明設備改修事業

要求水準書

令和7年12月

宮 崎 県

## I 概要

### 1 所在地

- ・事業計画地：宮崎県宮崎市新名爪4567 宮崎北高校内
- ・対象建築物等 ①屋内運動場 RC造 2階建 延べ面積1,767m<sup>2</sup>
- ②格技場 S造 平屋建 延べ面積300m<sup>2</sup>
- ③屋外

### 2 事業スケジュール（予定）

本業務の主なスケジュールは、以下のとおりとする。

事業契約締結	令和8年2月下旬
設計期間	契約締結の日から令和8年5月まで
施工期間	令和8年6月～令和8年10月
事業終了	令和8年10月31日 ただし、設計・施工期間は、工期短縮の受注者提案を可能とする。

※スケジュールは予定であり、前後する可能性がある。

### 3 関連法令・適用基準等

本事業を実施するに当たっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建設業法（昭和24年法律第100号）、消防法（昭和23年法律第186号）、宮崎市景観条例（平成19年条例第35号）のほか、関係する法令・条例等を遵守すること。また、適用基準として以下を参照すること。なお、その他、定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上、定めるものとし、仕様書類はすべて最新版を適用すること。

- ア 公共建築工事標準仕様書（統一基準）（建築工事編）
- イ 公共建築改修工事標準仕様書（統一基準）
- ウ 公共建築工事標準仕様書（統一基準）（電気設備工事編）
- エ 公共建築改修工事標準仕様書（統一基準）（電気設備工事編）
- オ 公共建築設備工事標準図（統一基準）（電気設備工事編）
- カ 公共建築工事標準仕様書（統一基準）（機械設備工事編）
- キ 公共建築改修工事標準仕様書（統一基準）（機械設備工事編）
- ク 公共建築設備工事標準図（統一基準）（機械設備工事編）
- ケ 建築設備設計基準
- コ 建築工事監理指針
- サ 電気設備工事監理指針
- シ 機械設備工事監理指針
- ス 設計業務等共通仕様書（宮崎県県土整備部）
- セ 建築設計共通仕様書（宮崎県総務部）

## ソ その他関係適用基準等

### 4 本事業における留意事項

- ア 施工用の電力・給水及び施工に必要な事務所、休憩所、便所等は、受注者が準備すること。
- イ 施工用の電力は、仮設電力を引き込むこと。給（排）水は、構内から分岐し、メーターを取り付けて、使用量に応じた料金を支払うこと。
- ウ 機器の搬入、据え付け、調整については、発注者と協議の上、その指示に従うこと。
- エ 機器の搬入、据え付け、調整にかかる費用は、すべて工事費に含めること。
- オ 周辺住民や施設利用者等に支障がないよう、騒音、振動、粉塵、臭気等の対策を図ること。
- カ 緊急車両及び周辺の車両の通行に支障がないよう配慮すること。
- キ 各関係機関と十分に事前協議の上、実施するとともに、必要な申請、行政手続き、届出等を遅滞なく行うこと。なお、申請等に要する費用は本業務の費用に含むものとする。

### II 設置条件等

上記①～③の照明設備改修に係る設計

- ・①～③の照明設備をLEDに取り替える。
- ・照明台数は基本的に既設同数とする。
- ・①の照明については、調光可能なものとする。
- ・電源ケーブル、スイッチ等については既設流用とする。
- ・①の安定器、オートリフター装置は撤去する。
- ・②の安定器は撤去する。
- ・③の照明用ポールは既設流用とする。
- ・③の照明用架台はSUS製とし、設置照明台数は基本的に既設と同数とする。
- ・平均照度は、屋内運動場500lx以上、格技場450lx以上、屋外(野球場内野)150lx以上とする。
- ・更新照明器具を用いた照度計算又はシミュレーションを行い、承諾を受けること。
- ・平均照度に関係しない照明（グランド通路照明、部活動支援施設照明）については、既設照明照度以上の照明とする。
- ・照明更新後の図面を設計図として作成し、承諾を受けること。

### III 業務実施に係る要求水準

#### 1 設計・工事監理業務

##### (1) 設計内容

照明設備改修工事実施に先立ち次の設計業務を行うこと。

###### ① 実施設計

- ・実施設計においても準拠すべき法令、基準、本水準書を満たすとともに、企画提案に記載した内容等について遵守し、実施設計成果物（設計図書、設計図面、及び数量計算書をいう。）を県に提出し、検査を受けること。実施設計成果物においては、次の事項を遵守し、実施設計成果物を提出すること。
  - ・本水準書Ⅰ3 関連法令、適用基準等を遵守すること
  - ・本水準書Ⅱ1 設置条件等を反映させること。
  - ・計画的で無理のない工程とすること

##### (2) 打ち合わせ

打ち合わせは次の区切りにおいて行うものとし、回数は3回とする。また、第1回打合せ、実施設計終了時については、全体を統括する技術者が立ち会うものとする。

###### ① 実施設計業務着手時

###### ② 実施設計終了時

##### (3) 設計及び施工の配置技術者

次に掲げる技術者等を配置すること。なお、各技術者等の資格や経歴については、様式3号に記載するとともに、資格や従事した経歴が分かる資料を添付すること。

- ① 直接的かつ恒常的な雇用関係にある以下の技術者を、全体を統括する担当者（設計施工統括管理者）として配置すること。なお、設計施工統括管理者は工事における現場代理人、主任技術者又は監理技術者を兼務出来るものとし、受注者が設計を委託する場合を除き、管理技術者を兼務できるものとする。

###### 1級電気施工管理技士の資格を有する者

- ② 設計における管理技術者については次の事項を満たす者とする。

次のいずれかに該当する者であること

- ・一級建築士の資格を有する者
- ・二級建築士の資格を有する者
- ・建築設備士の資格を有する者
- ・第一種電気主任技術者の資格を有する者
- ・第二種電気主任技術者の資格を有する者
- ・第三種電気主任技術者の資格を有する者

- ③ 工事における主任技術者又は監理技術者は、次のいずれかの事項を満たす者を専任で配置すること。ただし、主任技術者又は監理技術者が発注者の同意を得て別工事と兼務する場合（注）は専任を要しない。なお、工事における現場代理人を兼務できるものとする。

- ・1級電気施工管理技士の資格を有する者
- ・2級電気施工管理技士の資格を有する者
- ・第一種電気工事士

・電気工事業に関して建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者

（注）「監理技術者制度運用マニュアル」及び「宮崎県公共事業情報サービス（R7.3.18 建設業法 第26条第3項第2号）の規定の適用を受ける技術者配置の特例（専任特例2号）の取扱いに

ついて)」を確認すること。

## 2 施工業務

### 施工体制及び技術者等の配置

建設業法に定める技術者で本工事に精通した者を配置する等、確実に施工できる体制をとるとともに、速やかにコリンズ登録を行うこと。